

入院・施設基準について

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護・介護を行う施設です。
看護・介護スタッフについては以下の職員を配置して患者様のお世話にあたっています。

入院基本料 1 【 看護職員 20：1 看護補助者 20：1 】

▽入院患者さん 20 人に対し有資格の看護職員 1 人以上
(2 割以上は看護師・8 割未満准看護師)

▽入院患者さん 20 人に対し看護補助職員 1 人以上

2. 当院では、患者さんのご負担による付き添い看護は不要です。
ご家族の方で付き添いをご希望される場合は主治医または入院係にご相談ください。
3. 当院は、管理栄養士によって管理された食事を適温・適時(朝食午前 8 時・昼食午後 12 時・夕食午後 6 時)に提供し四国厚生支局長に特別管理食の届け出を行っております。
4. 当院は、厚生労働大臣の定める運動器リハビリテーション科(I)・
脳血管疾患等リハビリテーション科(II)の施設基準に適合しているとして四国厚生支局長に届け出を行った保険医療機関です。

廃用症候群リハビリテーション科(II)の施設基準にも適合しています。

▽当院は、4 名の理学療法士と 2 名の作業療法士が種々の基本的動作能力の回復訓練を個々の症例に応じて行っています。